

2020年6月2日

関係各位



緊急事態宣言が解除された後の組合勤務体制について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、弊協組の共販事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、5月25日に緊急事態宣言が全面解除されました為、当組合としても現在の勤務体制から通常勤務体制へ段階的に移行することに致しました。

つきましては今後の組合業務を下記の通りとさせていただきます。

ご迷惑をお掛けしますが、なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 第1ステップ 6月1日(月)～20日(土)
 - (1)職員・営業幹事は、毎週1日、在宅勤務・自宅待機
 - (2)土曜休業継続
 - (3)時差・時短出勤継続 2班体制で、早番 9時～16時30分、遅番9時30分～17時

2. 第2ステップ 6月22日(月)～7月11日(土)
 - (1)在宅勤務・自宅待機は終了
 - (2)土曜休業継続
 - (3)時差・時短出勤継続 2班体制で、早番 9時～16時30分、遅番9時30分～17時

3. 第3ステップ 7月13日(月)以降
通常勤務体制に移行

なお、状況の変化に伴い、期間・内容を変更する場合があります。その際は都度ホームページでお知らせ致します。

以上